

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金のご案内

物価の高騰による生活への影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえ、生活の支援を行う観点から、国の事業として「子育て世帯生活支援特別給付金」が支給されます。

【支給対象者】

以下の①、または②③の両方に当てはまる方（ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ① 令和4年度に実施された同名の事業の支給対象者

- ② 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合は20歳未満)を養育する父母等
- ③ 児童の養育者のうち、所得の高い方が令和5年度分の住民税均等割が非課税である方（6月中に判定されます）。または令和5年1月1日以降の収入が急変し、非課税相当の収入となった方

【支給額】

対象児童1名につき5万円

【給付金の支給手続き】

1. 申請不要の方

令和4年度に実施された同名の事業の支給対象者（上記【支給対象者】①）

令和5年5月末～6月上旬ごろに口座振込で支給を予定しております。こちらの対象となる方には通知書を送付いたします。

2. 申請が必要となる方

上記1以外の全ての対象者。

各種申請書に必要事項をご記入の上、役場窓口または郵送でご提出ください。

申請期限：令和6年2月29日

- (1) 令和5年度の住民税が非課税の方（①給付申請書のみ）
- (2) 令和5年1月以降の収入が急減し、非課税相当となった方
（①給付申請書 ②収入所得見込額申立書に、給与明細など所得状況を確認できる資

料をあわせてご提出ください)

≪申請書様式≫

- ① (給付申請書 pdf)
- ② (収入見込額申立書 pdf) (所得見込額申立書 pdf)

【お問い合わせ】

〒781-5792 高知県安芸郡芸西村和食甲 1262 番地

芸西村役場健康福祉課 児童手当係

(電話) 0887-33-2112